

新 旧 対 照 表

第 2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>（「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定）</p> <p><b>31の2-28</b> . . . . .</p> <p>なお、措置法令第20条の2第23項第3号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、. . . . .</p> <p>（注） . . . . .</p> <p><b>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</b></p> <p>（公有水面の埋立又は土地収用事業の施行に伴う漁業権等の消滅）</p> <p><b>33-24</b> . . . . .、当該権利には、<u>漁業法第105条《組合員行使権》</u>に規定する組合員行使権を含むことに取り扱う。</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>（注） . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>（注） . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>（注） . . . . .</p> <p>（代替資産の取得の時期）</p> <p><b>33-47</b> . . . . .、当該取得した資産（措置法第19条第1項各号に規定する特別償却の適用を受けた資産を除く。）を代替資産として措置法第33条第1項の規定の適用を受け</p>	<p><b>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p>（「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定）</p> <p><b>31の2-28</b> . . . . .</p> <p>なお、措置法令第20条の2第23項第4号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、. . . . .</p> <p>（注） . . . . .</p> <p><b>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</b></p> <p>（公有水面の埋立又は土地収用事業の施行に伴う漁業権等の消滅）</p> <p><b>33-24</b> . . . . .、当該権利には、<u>漁業法第8条《組合員の漁業を営む権利》</u>に規定する各自漁業を営む権利を含むことに取り扱う。</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>（注） . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>（注） . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>（注） . . . . .</p> <p>（代替資産の取得の時期）</p> <p><b>33-47</b> . . . . .、当該取得した資産（措置法第19条各号に規定する特別償却の適用を受けた資産を除く。）を代替資産として措置法第33条第1項の規定の適用を受けること</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ることができることに取り扱う。            ・ ・ ・ ・ ・            (1) ・ ・ ・ ・ ・            (2) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p><b>措置法第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》関係</b></p> <p>(代替住宅等とともに取得する清算金)  <b>33の3-2</b> 措置法第33条の3第9項に規定する代替住宅等とともに清算金を取得する場合には、・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(換地処分により譲渡した土地等に固定資産以外のものがある場合)  <b>33の3-3</b> 措置法第33条の3第9項に規定する換地処分により譲渡した土地等の全部又は一部に棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる資産である土地等がある場合において、・ ・ ・ ・ ・、措置法第33条の3第13項の規定により、・ ・ ・ ・ ・            ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(申告手続)  <b>33の3-4</b> ・ ・ ・ ・ ・、第4項、第6項又は第8項の規定は、・ ・ ・ ・ ・。            なお、同条第9項の規定は、・ ・ ・ ・ ・。</p> <p><b>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</b></p> <p>(漁業権等の消滅により取得する補償金等の譲渡期間の取扱い)  <b>33の4-3の2</b> ・ ・ ・ ・ ・、漁業権等につき公共事業施行者から漁業協同組合等に対して最初に買取り等の申出があった日から6か月を経過した日後において当該組合員の漁業法第105条に規定する組合員行使権（当該買取り等の申出の対象となった漁業権等</p>	<p>ができることに取り扱う。            ・ ・ ・ ・ ・            (1) ・ ・ ・ ・ ・            (2) ・ ・ ・ ・ ・</p> <p><b>措置法第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》関係</b></p> <p>(代替住宅等とともに取得する清算金)  <b>33の3-2</b> 措置法第33条の3第8項に規定する代替住宅等とともに清算金を取得する場合には、・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(換地処分により譲渡した土地等に固定資産以外のものがある場合)  <b>33の3-3</b> 措置法第33条の3第8項に規定する換地処分により譲渡した土地等の全部又は一部に棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる資産である土地等がある場合において、・ ・ ・ ・ ・、措置法第33条の3第12項の規定により、・ ・ ・ ・ ・            ・ ・ ・ ・ ・</p> <p>(申告手続)  <b>33の3-4</b> ・ ・ ・ ・ ・、第4項又は第6項の規定は、・ ・ ・ ・ ・。            なお、同条第8項の規定は、・ ・ ・ ・ ・。</p> <p><b>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</b></p> <p>(漁業権等の消滅により取得する補償金等の譲渡期間の取扱い)  <b>33の4-3の2</b> ・ ・ ・ ・ ・、漁業権等につき公共事業施行者から漁業協同組合等に対して最初に買取り等の申出があった日から6か月を経過した日後において当該組合員の漁業を営む権利（当該買取り等の申出の対象となった漁業権等に係るものに限る。以下</p>

改正後	改正前
<p>に係るものに限る。以下この項において同じ。)の消滅に伴う補償金等の額が確定した場合であっても、……、当該組合員行使権の取用交換等による譲渡は、最初に取り等申出のあった日から6か月を経過した日までにされているものとして取り扱う。</p> <p>(注) ……、当該漁業協同組合等の組合員がその<u>組合員行使権</u>の消滅に伴って取得する補償金等を譲渡所得の総収入金額に算入すべき時期は、……。</p> <p><b>措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</b></p> <p>(削除)</p>	<p>この項において同じ。)の消滅に伴う補償金等の額が確定した場合であっても、……、当該組合員の<u>漁業を営む権利</u>の取用交換等による譲渡は、最初に取り等申出のあった日から6か月を経過した日までにされているものとして取り扱う。</p> <p>(注) ……、当該漁業協同組合等の組合員がその<u>漁業を営む権利</u>の消滅に伴って取得する補償金等を譲渡所得の総収入金額に算入すべき時期は、……。</p> <p><b>措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</b></p> <p><u>(都市計画法による開発許可を受けて行われる宅地造成事業)</u></p> <p><b>34の2-8</b> 一団の宅地の造成に関する事業(以下34の2-16までにおいて「宅地造成事業」という。)が措置法第34条の2第2項第3号イに規定する要件に該当するかどうかの判定については、次による。</p> <p>(1) <u>措置法第34条の2第2項第3号イに規定する「宅地の造成が都市計画法第29条第1項の許可(同法第4条第2項に規定する都市計画区域内において行われる同条第12項に規定する開発行爲に係るものに限る。)を受けて行われるもの」とは、宅地造成事業について、都市計画法第29条第1項の許可(都市計画法第44条又は第45条《許可に基づく地位の承継》に規定する地位の承継によるものを含む。)を要することとされているものをいい、当該宅地造成事業の用に供するために土地等の買取りが行われる日において当該許可を受けているかどうかは問わないことに留意する。</u></p> <p>(2) <u>措置法第34条の2第2項第3号イに定める面積要件の判定については、次の点に留意する。</u></p> <p>イ <u>宅地造成事業がその施行者を異にして隣接する地域において施行される場合には、面積要件は全体として判定するのではなく、当該事業の施行者ごとに判定すること。</u></p> <p>ロ <u>宅地造成事業の用に供するため当該事業の施行者が取得した土地と当該事業の施行者が他の者から宅地の造成を請け負った土地について、自らの宅地造成事業と当該請負に係る工事とを一括して施行する場合には、面積要件は全体として判定するのではなく、当該事業の施行者が取得した一団の土地の面積のみに基づいて判定</u></p>

改正後	改正前
<p>(土地区画整理事業として行われる宅地造成事業)</p> <p><b>34の2-9</b> <u>一団の宅地の造成に関する事業（以下34の2-16までにおいて「宅地造成事業」という。）が措置法第34条の2第2項第3号ロに規定する要件に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) . . . . .</p>	<p>すること。</p> <p><u>ハ 宅地造成事業により造成した宅地の分譲を開始した後において当該事業の計画を変更し、当該事業の施行地域を拡張した場合には、その拡張した部分に係る事業は、その拡張前の計画に係る事業とは別個の事業として、面積要件の判定を行うこと。</u></p> <p><u>ニ 宅地造成事業の施行地域内に公共施設（道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。以下34の2-14までにおいて同じ。）又は公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。以下34の2-14までにおいて同じ。）を設置する場合には、面積要件は当該公共施設又は公益的施設の敷地の用に供する部分の土地を含めたところで判定すること。</u></p> <p><u>ホ 宅地造成事業（その造成に係る土地の面積が20ヘクタール未満であるものに限る。）により造成する宅地のなかに優先分譲宅地（同号イに規定する優先分譲宅地をいう。以下34の2-14までにおいて同じ。）がある場合には、面積要件は優先分譲宅地を除いたところで判定すること。</u></p> <p><u>(3) 措置法令第22条の8第7項に定める要件に該当するかどうかを判定する場合には、次の点に留意する。</u></p> <p><u>イ 同項第1号及び第2号に規定する「法第34条の2第2項第3号イの一団の土地の面積」には優先分譲宅地が含まれること。</u></p> <p><u>ロ 同項第1号に規定する「住宅建設の用に供される土地の面積」には優先分譲宅地のうち住宅建設の用に供される土地の面積が含まれること。</u></p> <p><u>ハ 宅地造成事業により造成した一の住宅の建設の用に供される土地は、優先分譲宅地及び建物の区分所有等に関する法律第2条第1項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除き、その全部が同項第3号に規定する面積要件に該当するものでなければならないこと。</u></p> <p>(土地区画整理事業として行われる宅地造成事業)</p> <p><b>34の2-9</b> <u>宅地造成事業が措置法第34条の2第2項第3号ロに規定する要件に該当するかどうかの判定については、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) . . . . .</p>

改正後	改正前
<p>(2) ……。</p> <p>(3) ……、建物の区分所有等に関する法律第2条第1項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除き、その全部が措置法令第22条の8第6項に規定する面積要件に該当するものでなければならないこと。</p>	<p>(2) ……。</p> <p>(3) ……、<u>優先分譲宅地</u>及び建物の区分所有等に関する法律第2条第1項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除き、その全部が措置法令第22条の8第8項に規定する面積要件に該当するものでなければならないこと。</p>
<p><b>(削除)</b></p>	<p><b><u>(優先分譲宅地がある場合の適用関係)</u></b></p> <p><b><u>34の2-11</u></b> 宅地造成事業により造成する宅地のなかに優先分譲宅地がある場合には、当該事業のために土地等を買取られた者のうち優先分譲宅地の分譲を受けることを約している者については措置法第34条の2第1項の規定の適用はないが、その他の者については同項の規定の適用があることに留意する。</p>
<p><b>(削除)</b></p>	<p><b><u>(宅地造成契約に基づく土地の交換等との関係)</u></b></p> <p><b><u>34の2-12</u></b> 措置法第34条の2第2項第3号イに規定する一団の宅地の造成に関する事業の施行に伴って、当該事業と一体として法律の規定に基づかない区画形質の変更に伴う土地の交換分合又は宅地造成契約に基づく土地の交換等が行われた場合において、その一団の土地のうち所得税基本通達33-6の6《<u>法律の規定に基づかない区画形質の変更に伴う土地の交換分合</u>》又は33-6の7《<u>宅地造成契約に基づく土地の交換等</u>》により譲渡がなかったものとして取り扱う部分の土地があるときは、当該土地は優先分譲宅地には該当しないものとし、同号に規定する「<u>一団の土地の面積が5ヘクタール以上</u>」であるかどうかは当該譲渡がなかったものとして取り扱う部分の土地を除いたところで判定するものとする。</p>
<p><b>(土地区画整理事業として行う宅地造成事業のための土地等の買取り時期)</b></p> <p><b>34の2-13</b> 一団の宅地の造成が措置法第34条の2第2項第3号イに規定する土地区画整理事業として行われるものである場合には、……。</p>	<p><b>(土地区画整理事業として行う宅地造成事業のための土地等の買取り時期)</b></p> <p><b>34の2-13</b> 一団の宅地の造成が措置法第34条の2第2項第3号ロに規定する土地区画整理事業として行われるものである場合には、……。</p>
<p><b>(公募要件)</b></p> <p><b>34の2-14</b> ……、宅地造成事業により造成された宅地（<u>公共施設（道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。）又は公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。）</u>の敷地の用に供される部分の土地を除</p>	<p><b>(公募要件)</b></p> <p><b>34の2-14</b> ……、宅地造成事業により造成された宅地（<u>優先分譲宅地又は公共施設若しくは公益的施設の敷地の用に供される部分の土地を除く。</u>以下34の2-16までにおいて同じ。）の全部が公募の方法により分譲される事業をいうことに留意する。……。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>く。以下34の2-16までにおいて同じ。)の全部が公募の方法により分譲される事業をいうことに留意する。……………。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p><b>(「公共用施設」の範囲)</b></p> <p><b>34の2-20</b> 措置法規則第17条の2第6項に規定する「公共用施設」とは、……………。</p> <p><b>(事業の区域の面積判定)</b></p> <p><b>34の2-21</b> 措置法規則第17条の2第7項又は第10項に定める事業の区域の面積が1,000㎡又は300㎡以上であるかどうかは、例えば、店舗併用住宅などのように同条第7項又は第10項に規定するものの事業の用に供される部分と当該事業の用以外の用に供される部分とからなる建物の用に供される土地がある場合には、……………。</p> <p><b>措置法第35条の2《特定期間取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除》関係</b></p> <p><b>(換地処分等により取得した土地等)</b></p> <p><b>35の2-10</b> ……、密集市街地における防災街区の整備に関する法律による防災街区整備事業又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律によるマンション建替事業若しくは敷地分割事業が施行された場合において、当該事業の施行により換地取得資産、変換取得資産、対償取得資産、防災変換取得資産、<u>変換後資産</u>(措置法令第22条の3第9項に規定する変換後資産をいう。)<u>又は分割後資産</u>(同条第11項に規定する分割後資産をいう。)(以下この項において「換地取得資産等」という。)を取得した場合には、……………。</p> <p><b>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p>	<p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p><b>(「公共用施設」の範囲)</b></p> <p><b>34の2-20</b> 措置法規則第17条の2第7項に規定する「公共用施設」とは、……………。</p> <p><b>(事業の区域の面積判定)</b></p> <p><b>34の2-21</b> 措置法規則第17条の2第8項又は第11項に定める事業の区域の面積が1,000㎡又は300㎡以上であるかどうかは、例えば、店舗併用住宅などのように同条第8項又は第11項に規定するものの事業の用に供される部分と当該事業の用以外の用に供される部分とからなる建物の用に供される土地がある場合には、……………。</p> <p><b>措置法第35条の2《特定期間取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除》関係</b></p> <p><b>(換地処分等により取得した土地等)</b></p> <p><b>35の2-10</b> ……、密集市街地における防災街区の整備に関する法律による防災街区整備事業又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律によるマンション建替事業が施行された場合において、当該事業の施行により換地取得資産、変換取得資産、対償取得資産、防災変換取得資産、<u>施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権</u>(以下この項において「換地取得資産等」という。)を取得した場合には、……………。</p> <p><b>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>(建物等を買換資産に該当するかどうかの判定)</b>  <b>37-9</b> 措置法第37条第1項の表の<u>第1号及び第3号</u>の下欄に規定する「建物、構築物又は機械及び装置」とは、……………。</p> <p><b>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)</b>  <b>37-10</b> ……、これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条<u>第14項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を超える場合には、……………。  ……………。  (割合)  譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条<u>第14項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積  <hr/> 買換資産として取得した土地等の合計面積</p> <p>① ……。  (1) ……。  (2) 措置法第37条第1項の表の<u>第4号</u>の下欄に該当する土地等について、……………。  ……………。</p> <p>2 ……。  (1) ……。  (2) ……。  (3) ……。  (4) ……。</p> <p><b>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)</b>  <b>37-11</b> ……、納税者が措置法令第25条<u>第22項</u>又は<u>第23項</u>《譲渡資産と買換資産との対応》の規定により、……………、さらに同条<u>第14項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を限度とすることに留意する。  また、同表の<u>第4号</u>の上欄に該当する土地等を譲渡した場合で、……………。</p> <p><b>(「工場等として使用されている建物」の判定)</b>  <b>37-11の7</b> ……。</p>	<p><b>(建物等を買換資産に該当するかどうかの判定)</b>  <b>37-9</b> 措置法第37条第1項の表の下欄に規定する「建物、構築物又は機械及び装置」及び「<u>特定資産</u> (建物、構築物又は機械及び装置に限る。)」とは、……………。</p> <p><b>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)</b>  <b>37-10</b> ……、これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条<u>第16項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を超える場合には、……………。  ……………。  (割合)  譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条<u>第16項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積  <hr/> 買換資産として取得した土地等の合計面積</p> <p>① ……。  (1) ……。  (2) 措置法第37条第1項の表の<u>第6号</u>の下欄に該当する土地等について、……………。  ……………。</p> <p>2 ……。  (1) ……。  (2) ……。  (3) ……。  (4) ……。</p> <p><b>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)</b>  <b>37-11</b> ……、納税者が措置法令第25条<u>第24項</u>又は<u>第25項</u>《譲渡資産と買換資産との対応》の規定により、……………、さらに同条<u>第16項</u>に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を限度とすることに留意する。  また、同表の<u>第6号</u>の上欄に該当する土地等を譲渡した場合で、……………。</p> <p><b>(「工場等として使用されている建物」の判定)</b>  <b>37-11の7</b> ……。</p>

改正後	改正前
<p>.....</p> <p><b>(工場等として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等)</b>  <b>37-11の8</b> .....  .....  (注) .....</p> <p><b>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</b>  <b>37-11の13</b> 措置法第37条第1項の表の<u>第4号</u>の上欄に規定する譲渡資産は、.....</p> <p><b>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</b>  <b>37-11の14</b> その者が取得した土地等で措置法第37条第1項の表の<u>第4号</u>の下欄に規定する「特定施設」の敷地の用に供されるものの面積が同欄に規定する300㎡以上であるかどうかの判定を行う場合には、.....  (1) .....  (2) .....  .....  (注) .....</p> <p><b>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</b>  <b>37-13</b> 措置法令第25条第12項第1号に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業(以下この項において「<u>海洋運輸業又は沿海運輸業</u>」という。)は、.....  (注) 海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。</p>	<p>.....</p> <p>(注) <u>措置法第37条第1項の表の第3号の上欄の括弧内に規定する建物について、一の建物に事務所、工場、作業場、研究所、営業所、倉庫その他これらに類する施設(福利厚生施設を除く。以下37-11の8において「事務所等」という。)として使用されている部分とその他の部分とがある場合についても、同様とする。</u></p> <p><b>(工場等として使用されている建物の敷地の用に供されている土地等)</b>  <b>37-11の8</b> .....  .....  (注) 1 .....  2 <u>措置法第37条第1項の表の第3号の上欄の括弧内に規定する建物について、一の建物に事務所等として使用されている部分とその他の部分とがある場合の土地等のうち事務所等として使用されている建物の部分についても、同様とする。</u></p> <p><b>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</b>  <b>37-11の13</b> 措置法第37条第1項の表の<u>第6号</u>の上欄に規定する譲渡資産は、.....</p> <p><b>(長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定)</b>  <b>37-11の14</b> その者が取得した土地等で措置法第37条第1項の表の<u>第6号</u>の下欄に規定する「特定施設」の敷地の用に供されるものの面積が同欄に規定する300㎡以上であるかどうかの判定を行う場合には、.....  (1) .....  (2) .....  .....  (注) .....</p> <p><b>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</b>  <b>37-13</b> 措置法令第25条第14項第1号に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業は、.....  (注) <u>同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</p> <p><b>37-19の2</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .、同項の表の第4号の上欄に掲げる譲渡資産を、. . . . .</p> <p>(注)1 . . . . .、納税者が措置法令第25条第22項又は第23項の規定により、. . . . .</p> <p>2 . . . . .</p> <p>(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)</p> <p><b>37-21の3</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第14項に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、. . . . .</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)</p> <p><b>37-26の2</b> 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法令第25条第15項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、. . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い)</p> <p><b>37-26の3</b> 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第19条第1項各号《特別償却等》に掲げる規定の適用を受けている場合には、. . . . .</p> <p>(取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p><b>37-27の2</b> 措置法第37条第4項かっこ書の買換資産の取得期間の認定を行う場合における措置法令第25条第15項に定める「その他これに準ずる事情」があるためやむを得ずその取得が遅延する場合には、. . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p>	<p>する。</p> <p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</p> <p><b>37-19の2</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .、同項の表の第6号の上欄に掲げる譲渡資産を、. . . . .</p> <p>(注)1 . . . . .、納税者が措置法令第25条第24項又は第25項の規定により、. . . . .</p> <p>2 . . . . .</p> <p>(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)</p> <p><b>37-21の3</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第16項に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、. . . . .</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)</p> <p><b>37-26の2</b> 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法令第25条第17項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、. . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(特別償却等を実施した先行取得資産の取扱い)</p> <p><b>37-26の3</b> 譲渡資産の譲渡をした日の属する年の前年以前に取得した資産につき措置法第19条各号《特別償却等》に掲げる規定の適用を受けている場合には、. . . . .</p> <p>(取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p><b>37-27の2</b> 措置法第37条第4項かっこ書の買換資産の取得期間の認定を行う場合における措置法令第25条第17項に定める「その他これに準ずる事情」があるためやむを得ずその取得が遅延する場合には、. . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p>

改正後	改正前
<p>(2) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p><b>(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)</b></p> <p><b>37-28</b> . . . . .、その見込みに応じて措置法令第25条第22項の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、. . . . .、改めて措置法令第25条第22項の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用することができることに留意する。</p> <p>(注) 譲渡した資産が措置法第37条第1項の表の第4号の上欄に該当し、. . . . .、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合における同表の第4号の下欄に規定する買換資産の東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域の区分が、. . . . .</p> <p><b>(買換えの証明書の添付)</b></p> <p><b>37-29</b> . . . . .、措置法規則第18条の5第4項各号及び第5項各号《買換え証明書》に掲げる資産（同条第4項第7号に掲げる資産にあっては、駐車場の用に供される土地等で措置法第37条第1項の表の第4号の下欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）について買換えの規定の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、. . . . .</p> <p><b>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間を延長するための手続等)</b></p> <p><b>37-30</b> . . . . .、措置法規則第18条の5第6項に規定する申請書を措置法第37条第8項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第4項に規定する取得指定期間（以下この項において「取得指定期間」という。）の末日の属する年の翌年3月15日（同日が措置法第37条の2第2項に規定する提出期限後である場合は、当該提出期限）までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>. . . . .、その後に措置法令第25条第15項に規定するやむを得ない事情による取得指定期間の延長を行うことはできないことに留意する。</p>	<p>(2) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p><b>(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)</b></p> <p><b>37-28</b> . . . . .、その見込みに応じて措置法令第25条第24項の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、. . . . .、改めて措置法令第25条第24項の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用することができることに留意する。</p> <p>(注) 譲渡した資産が措置法第37条第1項の表の第7号の上欄に該当し、. . . . .、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合における同表の第7号の下欄に規定する買換資産の東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域の区分が、. . . . .</p> <p><b>(買換えの証明書の添付)</b></p> <p><b>37-29</b> . . . . .、措置法規則第18条の5第4項各号、第5項各号及び第6項各号《買換え証明書》に掲げる資産（同条第5項第7号に掲げる資産にあっては、駐車場の用に供される土地等で措置法第37条第1項の表の第6号の下欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）について買換えの規定の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、. . . . .</p> <p><b>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間を延長するための手続等)</b></p> <p><b>37-30</b> . . . . .、措置法規則第18条の5第7項に規定する申請書を措置法第37条第8項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第4項に規定する取得指定期間（以下この項において「取得指定期間」という。）の末日の属する年の翌年3月15日（同日が措置法第37条の2第2項に規定する提出期限後である場合は、当該提出期限）までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>. . . . .、その後に措置法令第25条第17項に規定するやむを得ない事情による取得指定期間の延長を行うことはできないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p><b>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</b></p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p><b>37の3-1</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>. . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>. . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>. . . . .</p> <p>(注)1 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .、同項の表の第4号の規定の適用を受けた譲渡資産を、. . . . .</p> <p>2 . . . . .</p> <p><b>(買換資産を取得した場合の修正申告書の提出期限等)</b></p> <p><b>37の3-1の2</b> . . . . .、又は当該買換資産の地域が同項の地域（以下この項において「取得見込地域」という。）と異なることとなったこと若しくは当該買換資産（同条第1項の表の第4号に係るものに限る。）の東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）若しくは集中地域以外の地域の区分が、. . . . .</p> <p>. . . . .、又は当該買換資産の地域が取得見込地域と異なることとなったこと若しくは当該買換資産（同条第1項の表の第4号に係るものに限る。）の東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）若しくは集中地域以外の地域の区分が、. . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p><b>(5倍の面積制限を超えて取得した土地等に付すべき取得価額)</b></p> <p><b>37の3-2</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>. . . . .</p>	<p><b>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</b></p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p><b>37の3-1</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>. . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>. . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>. . . . .</p> <p>(注)1 . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .、同項の表の第6号の規定の適用を受けた譲渡資産を、. . . . .</p> <p>2 . . . . .</p> <p><b>(買換資産を取得した場合の修正申告書の提出期限等)</b></p> <p><b>37の3-1の2</b> . . . . .、又は当該買換資産の地域が同項の地域（以下この項において「取得見込地域」という。）と異なることとなったこと若しくは当該買換資産（同条第1項の表の第7号に係るものに限る。）の東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）若しくは集中地域以外の地域の区分が、. . . . .</p> <p>. . . . .、又は当該買換資産の地域が取得見込地域と異なることとなったこと若しくは当該買換資産（同条第1項の表の第7号に係るものに限る。）の東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）若しくは集中地域以外の地域の区分が、. . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p><b>(5倍の面積制限を超えて取得した土地等に付すべき取得価額)</b></p> <p><b>37の3-2</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>. . . . .</p>

改正後	改正前
<p>(2) . . . . . . . . . .</p> <p>&lt;計算例&gt; . . . . .。</p> <p>〔設例 1〕 . . . . .</p> <p>〔設例 2〕 . . . . .</p> <p>〔設例 3〕</p> <p>(1) 譲渡資産…措置法第37条第1項の表の第4号の上欄に該当する宅地（集中地域以外の地域にある資産）</p> <p>イ . . . . .</p> <p>ロ . . . . .</p> <p>ハ . . . . .</p> <p>ニ . . . . .</p> <p>ホ . . . . .</p> <p>(2) 買換資産…措置法第37条第1項の表の第4号の下欄に該当する宅地、建物</p> <p>イ . . . . .</p> <p>    (イ) . . . . .</p> <p>    (ロ) . . . . .</p> <p>    (ハ) . . . . .</p> <p>ロ . . . . .</p> <p>    (イ) . . . . .</p> <p>    (ロ) . . . . .</p> <p>(3) . . . . . . . . . .。</p> <p>(4) . . . . .</p> <p>イ . . . . . . . . . .</p> <p>    (注) . . . . .。</p> <p>ロ . . . . . . . . . .</p> <p>ハ . . . . .</p>	<p>(2) . . . . . . . . . .</p> <p>&lt;計算例&gt; . . . . .。</p> <p>〔設例 1〕 . . . . .</p> <p>〔設例 2〕 . . . . .</p> <p>〔設例 3〕</p> <p>(1) 譲渡資産…措置法第37条第1項の表の第6号の上欄に該当する宅地（集中地域以外の地域にある資産）</p> <p>イ . . . . .</p> <p>ロ . . . . .</p> <p>ハ . . . . .</p> <p>ニ . . . . .</p> <p>ホ . . . . .</p> <p>(2) 買換資産…措置法第37条第1項の表の第6号の下欄に該当する宅地、建物</p> <p>イ . . . . .</p> <p>    (イ) . . . . .</p> <p>    (ロ) . . . . .</p> <p>    (ハ) . . . . .</p> <p>ロ . . . . .</p> <p>    (イ) . . . . .</p> <p>    (ロ) . . . . .</p> <p>(3) . . . . . . . . . .。</p> <p>(4) . . . . .</p> <p>イ . . . . . . . . . .</p> <p>    (注) . . . . .。</p> <p>ロ . . . . . . . . . .</p> <p>ハ . . . . .</p>

改 正 後	改 正 前
(イ) . . . . . (ロ) . . . . . (ハ) . . . . . (ニ) . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . (ハ) . . . . . (ニ) . . . . .
<p><b>(買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用)</b>  <b>37の3-3</b> . . . . .、措置法第19条第1項各号に規定する特別償却をすることはできないことに留意する。</p>	<p><b>(買換えの特例の適用を受けた資産についての特別償却の不適用)</b>  <b>37の3-3</b> . . . . .、措置法第19条各号に規定する特別償却をすることはできないことに留意する。</p>
<p><b>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</b>  <b>37の3-4</b> . . . . .。</p> <p>(1) . . . . .  (2) . . . . .</p> <p>⑤1 例えば、措置法第11条第1項に規定する<u>特定船舶</u>につき措置法第37条第1項の規定の適用を受けた場合において、. . . . .、その後においても当該<u>特定船舶</u>について措置法第11条第1項の規定の適用を受けることはできない。ただし、<u>特定船舶</u>をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き事業の用に供しなかったため措置法第37条第1項の規定の適用がないこととなった場合には、その後当該<u>特定船舶</u>を事業の用に供した日の属する年において措置法第11条第1項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>2 . . . . .。</p>	<p><b>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</b>  <b>37の3-4</b> . . . . .。</p> <p>(1) . . . . .  (2) . . . . .</p> <p>⑤1 例えば、措置法第11条第1項に規定する<u>特定設備等</u>につき措置法第37条第1項の規定の適用を受けた場合において、. . . . .、その後においても当該<u>特定設備等</u>について措置法第11条第1項の規定の適用を受けることはできない。ただし、<u>特定設備等</u>をその取得の日から1年を経過する日まで引き続き事業の用に供しなかったため措置法第37条第1項の規定の適用がないこととなった場合には、その後当該<u>特定設備等</u>を事業の用に供した日の属する年において措置法第11条第1項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>2 . . . . .。</p>
<p><b>措置法第37条の9《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p>	<p><b>措置法第37条の9《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p>
<p><b>(換地処分等により取得した土地等)</b>  <b>37の9-19</b> . . . . .、当該事業の施行により換地取得資産、変換取得資産、対償取得資産、防災変換取得資産又は変換後資産（措置法令第22条の3第9項に規定する<u>変換後資産</u>をいう。）（以下この項において「換地取得資産等」という。）を取得した場合には、. . . . .。</p>	<p><b>(換地処分等により取得した土地等)</b>  <b>37の9-19</b> . . . . .、当該事業の施行により換地取得資産、変換取得資産、対償取得資産、防災変換取得資産、<u>施行再建マンション</u>に関する権利を取得する権利又は当該<u>施行再建マンション</u>に係る敷地利用権（以下この項において「換地取得資産等」という。）を取得した場合には、. . . . .。</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p><b><u>(経過的处理…改正通達の適用時期(1))</u></b></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の措置法第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》関係及び35の2-10(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う部分に限る。)の取扱いは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第62号)の施行の日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>(新 設)</b></p> <p><b>(新 設)</b></p>